

INDEX ー目次ー

はじめに	1
1 滋賀県の地勢	2
2 琵琶湖のあらまし	3
3 滋賀県の環境行政の枠組み	6
4 豊かで美しい自然環境の保全	8
5 健全な水環境の保全	16
6 快適な生活環境の保全	26
7 クリーンな新エネルギーの開発・導入	33
8 ゼロ・エミッションの取組の推進	34
9 確実な環境配慮の実践	39
10 新たな環境活動基盤の整備	45
11 地域における環境づくり	50
12 滋賀県庁の環境負荷低減への取組	52
滋賀の環境のあゆみ	54

本書の活用にあたって

● 滋賀の環境2008（平成20年（2008年版）環境白書）は、滋賀県環境基本条例第9条に基づく年次報告書として、同条例第12条に基づき策定した「新滋賀県環境総合計画」の進捗状況も含め、滋賀の環境の現況ならびに県が環境の保全に関して講じた施策および講じようとする施策について公表するものです。

● 今回から環境白書は、その分量や体裁を、これまで白書の概要版として発行していた「滋賀の環境」を基本に見直しをしました。既刊の環境白書に掲載していた「参考資料」は、別途発行する「環境白書資料編」に他の資料と併せて掲載する予定です。発行は平成20年10月頃を予定しています。

● ホームページの活用について
本冊子を補足する、より詳細な内容がホームページでご覧いただける箇所については **WEB** マークを記載しています。

● ISO14001の取組について
滋賀県では、県が行う事務・事業活動における環境に対する影響を評価、検証し、より環境にやさしい事務・事業活動を行うことを目的として、ISO14001を取得し、継続的環境活動に取り組んでいます。「12 滋賀県庁の環境負荷低減への取組」で、平成18年度までの取組結果（一部平成19年度までの取組結果）の概要を公表します。

● 参考
過去の環境白書は **WEB** <http://www.pref.shiga.jp/biwako/koai/hakusyo/> をご覧ください。
また、滋賀県庁県民情報室、各振興局等行政情報コーナーや、各市町の図書館等で閲覧することができます。

主な法令・条例名等略称（略称は五十音順）

【略称】	【正式名称】
・「家電リサイクル法」	← 「特定家庭用機器再商品化法」
・「グリーン購入法」	← 「国等による環境物品等の調達に関する法律」
・「建設リサイクル法」	← 「建設工事に係る資材の再資源化等に関する法律」
・「自動車リサイクル法」	← 「使用済自動車の再資源化等に関する法律」
・「水質汚濁防止法上乗せ条例」	← 「水質汚濁防止法第3条第3項の規定に基づく排水基準を定める条例」
・「地球温暖化対策推進法」	← 「地球温暖化対策の推進に関する法律」
・「富栄養化防止条例」	← 「滋賀県琵琶湖の富栄養化の防止に関する条例」
・「フロン回収破壊法」	← 「特定製品に係るフロン類の回収及び破壊の実施の確保等に関する法律」
・「ラムサール条約」	← 「特に水鳥の生息地として国際的に重要な湿地に関する条約」

はじめに

県では、平成16（2004）年3月に策定した「新滋賀県環境総合計画」の中で掲げられた「環境を内部化した社会をめざす」という基本的な考え方のもとに、これまで環境改善への取組を進めてきました。

この間、下水道整備などによる生活排水処理対策や農業排水対策の強化などを通じ、琵琶湖への汚濁負荷量の着実な削減とともに、産業廃棄物税条例の施行などにより、資源化されない産業廃棄物量を大幅に削減するなど各分野において成果を上げてきました。

また、県民・事業者の皆さんによる、環境に配慮した具体的な実践活動も着実に広がってきています。

しかしながら、今、琵琶湖では、在来魚の漁獲量が減少する一方で、依然として外来魚が繁殖するとともに、南湖を中心に水草が大量に繁茂し、新たな外来植物の侵入も確認されています。さらに、暖冬であった平成18年度の冬には、「琵琶湖の深呼吸」と呼ばれる水の大循環が、例年より大きく遅れる現象も現れています。

私は、琵琶湖は地球規模での大きな環境変化が現れる「予兆」を映し出す「小さな窓」だと思っています。

この窓に映し出されているのは、「地球温暖化の危機」「資源浪費による危機」「生態系の危機」に直面している地球の姿です。

こうした中で最も重要なことは、私たち一人ひとりが今何をすべきかを真剣に考え、具体的に行動することです。

地球規模での環境問題の解決への即効的、決定的な対策をとるものはありません。大きな成果や変化はすぐには現れないのが現状です。しかし、私たちはあきらめたり、流れにまかせることなく、子や孫の世代が、豊かで安全に暮らせる未来のために、「持続可能な社会」づくりに取り組まねばなりません。生活や産業の現場である地域社会が率先して大量生産、大量消費、大量廃棄型の社会経済システムから脱却し、価値観や生活スタイルを大胆に見直すことが求められているのです。

そのため、県では、持続可能に発展していくための長期的な指針として、平成42（2030）年までに平成2（1990）年比で温室効果ガスを半減することと琵琶湖環境の再生を目標に掲げた「持続可能な滋賀社会ビジョン」を本年3月に策定しました。

このビジョンにより、まずは滋賀の将来像やその実現のために何をしなければならぬかを県民、事業者、行政で共有し、目標に向かって責任を分担し、協調して取り組んでいくことが必要だと考えています。

また、このビジョンに沿った政策の方向を示すため、「新滋賀県環境総合計画」の見直しを進めているところです。これまでの成果や課題も踏まえ、持続可能な社会づくりに向けて一層取組を推進していきたいと考えています。

この環境白書が、県民・事業者の皆さんの環境保全や琵琶湖への関心と理解を深め、今後の活動に大いに活用していただけることを願っています。

平成20（2008）年8月

滋賀県知事

嘉田由紀子